

【中国】食品安全法の制定

海外立法情報調査室・富窪 高志

* 2009年2月28日の第11期全国人民代表大会常務委員会第7回会議で食品安全法が採択され、6月1日から施行される。草案が初めて審議に付されたのは2007年12月であった。その後、2008年4月から5月にかけての一般からの意見募集、また、2008年9月の乳幼児用粉ミルク事件の教訓を取り入れるなど、法案は第4次(通常は第3次まで)審議を経て採択された。

法案の構成

同法は、第1章：総則、第2章：食品安全リスクの監視及び評価、第3章：食品安全基準、第4章：食品の生産及び経営、第5章：食品検査、第6章：食品輸出入、第7章：食品安全事故処置、第8章：監督管理、第9章：法的責任、第10章：附則からなる(注1)。

以下、第1章総則から第7章食品安全事故処置について、順を追って紹介する。

法の対象・主管部門

法が適用されるのは、①食品の生産及び加工(食品生産)、食品流通、飲食サービス(食品経営)、②食品添加剤の生産、③食品用包装材、容器、洗浄剤、消毒剤及び食品生産用工具、設備等の食品関連製品の生産、④食品生産者による食品添加剤及び食品関連製品の使用、⑤食品、食品添加剤及び食品関連製品の安全管理、に係る活動とされる(第2条)。行政側の体制としては、国務院に食品安全委員会が新たに置かれ、高レベルでの調整・指導機能を果たすこととなっている。国レベルでは、国務院の衛生部門が総合的な調整を行うほか、品質監督、工商及び食品・薬品監督管理を主管する各部門が、その職責に応じて監督管理を行い、地方政府においてもこれに応じた体制がとられる(第4～6条)。

食品安全のリスク監視及び評価

衛生部門は関係部門とともに国家食品安全リスク監視計画を制定し実施することとされ、品質監督、工商及び食品・薬品監督管理部門に加え、農業行政部門は食品安全関係情報を入手した場合は遅滞なく衛生部門に通知しなければならない(第11、12条)。また、医学、農学等の専門家から構成されるリスク評価専門家委員会が、食品、食品添加剤のリスク評価を行う食品安全リスク評価制度が構築される。農薬、肥料、成長ホルモン剤、畜薬、飼料、飼料添加剤等もリスク評価の対象となる(第13条)。国家食品安全リスク監視計画又は情報提供により安全性に問題があるとされた食品はリスク評価の対象となり、問題が確認されれば、生産停止措置とともに、消費者に利用禁止の通知が行われる(第14、16条)。

食品安全基準

食品、食品関係製品中の病原性微生物、残留農薬量、食品添加剤の種類、使用範囲及び使用量等を定める食品安全国家基準が衛生部門により作成される。現行の食用衛生基準等

の規定中の強制的な基準は、すべて食品安全国家基準として統合される（第 20～22 条）。

食品の生産及び経営

食品生産及び経営者は、生産及び経営する食品の種類、規模に対応した原料処理、加工、包装、貯蔵用スペースを有している、など 11 項目の条件を満たす必要がある（第 27 条）。小経営規模の食品生産企業については生産条件の改善、屋台については場所を固定して営業することが奨励される（第 29、30 条）。食品生産及び経営者は、原料、添加剤、食品等の仕入れ記録及び出荷記録を 2 年間以上保存しなければならないとされ（第 36～39 条）、今後、責任追跡体系（トレーサビリティ）が整備されると思われる。食品添加剤の生産については許可制度が採用される。また、新しい食品添加剤及び原料を使用する場合は食品安全リスク評価を申請しなければならない。薬品は添加剤として使用することはできないが、衛生部門が定める伝統的に食材かつ漢方薬材とされるものは使用することができる（第 43、44、50 条）。このほか、リコール制度、ラベル表示内容が規定された。消費者が被害を被った食品の広告に関係した芸能人等に対しては、連帯責任が科される（第 55 条）。

食品検査

食品検査は、国の認証及び認可関係規定により資格認定を受けた機関が指定する検査人によって行われる。検査機関及び検査人は食品安全基準及び検査規範に従い検査をしなければならない（第 57～59 条）。粉ミルク事件後廃止されていた検査の免除については、「食品に対する検査免除を行ってはならない」と免除禁止が明示された（第 67 条）。

食品輸出入

中国に食品を輸出する海外の食品企業は、輸出入検査検疫部門に登録し、輸出商品には中国語のラベルを貼付しなければならない。また、輸入食品に関する記録は 2 年以上保存することとされた（第 65～67 条）。

食品安全事故処置

国務院及び県級以上の人民政府は重大事故を想定した食品安全事故緊急対応案を作成し、食品生産及び経営企業は食品安全事故処置案を作成するとともに、食品安全予防措置の実施状況を定期的に検査しなければならない（第 70 条）。事故が発生した場合の情報提供を含む具体的な対応措置が定められたほか、事故責任については、事故発生組織のほか、監督管理主管部門、認証機関職員の職務怠慢等も調査の対象となる（第 75 条）。

2009 年 3 月には、国務院弁公庁から関係機関に対して法律の確実な執行を求める通知が出され、食品安全法と同時施行を目指して食品安全実施条例の制定作業も進行中である。

注（インターネット情報はすべて 2009 年 3 月 19 日現在である。）

(1) 原文は中央政府门户网站<http://www.gov.cn/flfg/2009-02/28/content_1246367.htm>